**平成29年度　乳がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目の記載状況について

　市町村が、検診機関と委託契約を結ぶ際に仕様書に明記すべき必要最低限の項目が国の「我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」から示されています。この項目について市町村が委託契約にあたり仕様書等で確認できているかを調査しました。41市町村から回答があり、回答のあったすべての市町村が仕様書を作成していました。各項目を仕様書に明記している場合に「はい」と回答しています。

**１　各項目の集計結果**



**２　まとめ**

　市町村が検診を委託する上で、検診実施機関において適切な検診が実施されるためには、市町村の役割と検診実施機関の役割をあらかじめ明確にし、実施すべき項目を網羅する仕様書を作成することが重要となります。今年度、仕様書を作成している市町村数は41市町村で、回答のあった市町村のうち、すべての市町村にて仕様書を作成しています。乳がん検診の検査項目について、「はい」と回答した市町村は39と、平成28年度より２市町村増加しました。平成28年２月４日付にて「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正されたことに伴い、乳がん検診の項目が「問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ検査）（※視診及び触診は推奨しないが、仮に実施する場合は乳房エックス線検査（マンモグラフィ検査）と併せて実施すること）」と変更されましたが、指針に基づいた検診項目について引き続き整備する必要があります。

また、がん検診事業を評価するうえで、要精検とされた方が適切に精検を受診し、がんの有無を確定することは、検診の意義や、検診の精度管理において大変重要といえます。受診者への説明や、システムとしての精度管理における精検実施機関からの結果の報告の項目については、確実に実施されるよう仕様書に明記するとともに、精検結果が確実に報告されるよう検診システムを構築していく必要があります。